
第5回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和6年9月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和6年9月9日 午前9時開会

- | | |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の詳細説明 |
| 日 程 第 7 | 質疑 |
| 日 程 第 8 | 委員会付託 |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の詳細説明 |
| 日 程 第 7 | 質疑 |
| 日 程 第 8 | 委員会付託 |
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員(なし)

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 2 番。

おはようございます。去る 9 月 4 日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議いたしましたので報告します。

会期は、本日から 9 月 20 日までの 12 日間とします。

日程です。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

10 日と 11 日は休会とし、12 日に本会議を再開し、一般質問を行います。

13 日から 19 日まで各常任委員会、及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

なお、14 日、15 日、それに 16 日は休会とします。

最終日 20 日は、午前 9 時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日 9 月 9 日から 20 日までの 12 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 9 月 9 日から 20 日までの 12 日間に決定をいたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

6 月定例会以降、本日までに飯南町議会議長、または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、議長宛てに、去る 8 月 21 日に執行した例月現金出納検査の報告書を提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第 1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和 6 年 7 月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第 2 検査の結果

飯南町の令和 6 年 7 月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第 3 その他 なし

令和 6 年 7 月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付いたしております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、認定第 1 号から議案第 62 号までの 12 議案を一括上程いたします。

日程第 5 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第 5、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

本日、令和 6 年第 5 回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりました。

たことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、7月から先月上旬にかけて、平和の祭典であるオリンピックが、また先月下旬から昨日までパラリンピックが、フランス・パリで開催されました。

大会期間中は、連日、日本人選手の活躍の様子がテレビから流れ、各国代表の選手が見せる笑顔やあふれ出る涙から、スポーツの本質を十分に楽しませていただくとともに、心に残る様々なドラマを体感させていただきました。

次に、知事要望についてであります。

先月30日、議長にも同席いただき、丸山知事に対し、本町の実情や喫緊の課題についてお伝えし、本町の発展のため特に必要な支援について要望いたしました。

本年は、

- ①飯南病院の医療従事者等の確保
- ②ガソリンスタンドの維持に向けた財政支援
- ③高齢者福祉施設整備等への支援
- ④持続可能な農業を推進するための支援

以上の4項目を重点要望しております。

丸山知事からは、「飯南病院は、中山間地域のモデル的な事例として高く評価している。必要とされる人材を確保できるよう、関係者と共に取り組みたい」「ガソリンスタンドの維持に向けた財政支援については、様々な意見を聞いており、検討していきたい」「高齢者福祉施設整備等への支援については、必要な技術的支援や国への要望などを行っていききたい」「圃場整備については、国へ要望していきたい。農林水産部との意見交換も進めていきたい」など、前向きな回答をいただいたところであります。その詳細につきましては「広報いーなん」を通じてご報告いたします。

次に、物価高に対する国の支援対策についてであります。

昨年末から、国による経済対策が順次進められていますが、その一環として先月から新たな給付を行っています。

具体的には「令和6年度に新たに個人住民税が『非課税』または『均等割のみ課税』となった世帯」に対し、1世帯当たり10万円を給付するもので、その世帯で扶養されている18歳以下の児童に対しては、さらに、1人当たり5万円を加算して給付を行っています。

また、6月から「定額減税」が実施されていますが、減税しきれない額を1万円単位で切り上げて給付する「調整給付金」の給付も進めています。

いずれの給付も、町が課税情報を確認できる方には、先月中旬に通知をしていますので、手続きがお済みでない方はお早めをお願いします。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

最初に、自治・協働についてであります。

はじめに、町政座談会の開催についてであります。

7月8日から31日にかけて、公民館単位の5地区に会場を設けて「町政座談会」を開催しました。

本年度は、「第2次総合振興計画の総括」と「教育環境基本計画の説明」、以上の2点を町から情報提供し、町民の皆様と意見交換させていただきました。

座談会においていただいたご意見やご提案につきましては、「広報い〜なん」や「町ホームページ」に掲載しておりますが、町としてしっかりと受け止めた上で、今後の行政施策を進めるとともに、令和7年度からの第3次総合振興計画に反映させたいと考えております。

次に、まちづくり講演会・人材育成講座の開催についてであります。

本町は、行政、事業者、住民などが「まちづくりの担い手」として活躍できるよう、人材育成を推進するため、まちづくり講演会や人材育成講座を開催しております。

本年度は、地域活性化包括連携協定を締結している株式会社 AKOMEYA TOKYO から講師をお招きし、先月3日に飯南米を通じてまちの魅力を再確認するまちづくり講演会を開催しました。

また、先月22日には地域づくり交流会を開催し、町内で活躍されている「わっしょい！志々会」「来島ビジョン推進会議」「国道54号活性化アクションプラン推進協議会」の3団体に活動状況などを発表いただき、参加者全員でその活動内容を共有させていただいたところであります。

今月13日には「人材育成講座ヒトカラ〜hitocolor〜イイナン」を11月まで3回連続で開催いたします。

今後も、住民主体のまちづくりに取り組んでいくため、まちづくりへの住民参加を推進するとともに、活動の支援や担い手の育成を進めてまいります。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、教育環境基本計画の策定についてであります。

現在、教育委員会において教育環境基本計画の策定を進めていますが、策定にあたっては、

- ①基本方針の答申内容を尊重すること
- ②飯南町総合振興計画など各種計画との整合性を図ること
- ③住民や子どもたちの意見をよく聞くこと

この3点に留意しながら策定作業を進めています。

7月には、教育長が基本方針の答申内容について中学校の生徒に説明し、要約学習（ま

とめ学習)により、生徒たちがお互いの考え方を意見交換しました。

特に、小学校の存続のためには学校施設の安全性が重要であることから、志々小学校の耐震調査業務を実施中であり、また中学校の再編を検討するには、生徒の通学時間を考慮する必要があることからスクールバス運行調査業務を実施しており、この調査結果を受けて具体的な再編計画を策定していきます。

今後、関係の皆様はその都度、計画策定の状況を報告しながら、本町にふさわしい教育環境の方向性を定めてまいります。

次に、「二十歳のつどい」についてであります。

先月15日、「令和6年度飯南町二十歳のつどい」を開催しました。

当日は、17名の若者が出席し、式典終了後には恩師からのメッセージやお楽しみイベントで大いに盛り上がり、出席者は久々に会う友人や恩師との再会を喜び、近況を話し合うなど楽しいひと時を過ごしていました。

このように、勉学に励む学生や既に社会人として頑張っている若者たちの門出を祝福することで、ふるさと飯南町への想いを感じていただけたものと思います。

次に、飯南高校生の活躍についてであります。

夏の高校野球島根大会において、飯南高校野球部が、次々と強豪校に競り勝って見事ベスト4進出を果たしました。厳しい試合展開になっても最後まで決してあきらめない、飯南高校らしい粘り強い試合展開に、会場を埋め尽くした多くの方々から惜しめない声援が送られました。

また、7月には広島県安芸高田市で開催された「第13回高校生の神楽甲子園」において、「飯南高校・生命地域ラボ・神楽愛好会」が、見事に最優秀となる「日藝選奨」の栄光に輝きました。これは昨年の大会に続く2連覇となる快挙となりました。この神楽愛好会の大活躍は、飯南高校のさらなる魅力につながるものと期待しております。

そして、報道部では、山中麻菜美さんが島根県予選で優秀賞を受賞され、第71回NHK杯全国放送コンテスト「アナウンス部門」に出場されました。

こうした高校生の活躍は、本町としても誇らしい出来事であり、学校関係者のみならず、すべての住民に元気を与えています。

次に、児童手当制度の改正についてであります。

昨年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、来月から児童手当制度が拡充されます。

主な改正点としては、これまで、中学生修了前までの児童が対象であった支給期間が「18歳までの高校生年代」に延長され、第3子以降は手当月額が3万円となります。

また、支給に際して設定されていた所得上限が撤廃され、これまで4カ月に1回の支給が、本年12月からは2カ月に1回の支給となります。

制度改正に伴うシステム改修が必要なことから、本定例会の補正予算に所要額を計上

しております。

次に、産業についてであります。

はじめに、飯南米の普及啓発についてであります。

国内における本年度の主食用米は、昨年の猛暑の影響で市場に出回る量が減った一方、訪問外国人の増加による外食需要などで消費が増え、民間の在庫量が減少したことから、新米が出回るまでの間、全国的に、県内・町内でも品薄の状態が続いていました。

こうした中、先般、令和6年産米のJA概算買取価格が公表されました。本町の主な買取価格（仮払金）は、「1等特別栽培コシヒカリ」で9,200円／袋、「慣行栽培コシヒカリ」で8,900円／袋、「低タンパクのCE特別栽培コシヒカリ」で9,550円／袋と、いずれも大幅な増額となりました。

民間在庫量の低下やインバウンド需要などを背景に3年連続での増額となり、農家の生産意欲につながると安堵していますが、資材の高騰など農業経営は依然として厳しい状況が続いております。

町としましては、良質米である飯南米が有利販売となり、その結果が米価に反映されるよう、引き続き関係機関と連携し、飯南米のPRに積極的に取り組んでまいります。

次に、農地を次世代に引き継ぐための地域計画についてであります。

この地域計画は、地域の皆さんがこれまで守り、美味しいお米を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためにも、将来誰がどのように農地を利用していくのか、その具体的な姿を描くため、地域の皆さんの話し合いで作る「将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図」であります。

志々地区については8月6日と8日、頓原地区は今月6日に話し合いを行っていただいております。来週に来島地区、10月初旬には赤名地区において話し合いの場を計画しております。

話し合いですぐに課題を解決はできませんが、この機会に、地域の皆さんで地域の農業の将来を真剣に話し合っていただくことで、これからも農地が適切かつ効率的に利用できるのではないかと考えております。

次に、園芸振興についてであります。

産地直売所における価格表示の2段バーコード発行機への切り替えに係る利用者負担軽減対策につきましては、雲南農業振興協議会を通じて支援を行うこととしていましたが、事業者の負担を軽減するため追加の支援を講じたいと考えており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

2段バーコード発行機導入により、品目別売上情報がより詳細となり、次回の作付け計画への活用ができるほか、店舗から要望のある消費税インボイス制度、食品衛生法に規定する加工品の「栄養成分表示」などに対応していきます。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

令和３年度以降休止しておりました、国の補助事業による防護柵の支援につきましては、地域の要望を伺った結果、多くの要望をいただいております、地域の実情に応えるため、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

人と野生生物の活動エリアを区分していくことで、イノシシ、シカなどの鳥獣被害の軽減に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

ガソリンスタンドの維持においては、地下タンクの改修や配送用ローリー車輛の更新などハード整備が重い負担となることから、昨年度、県で創設された補助制度や、同じく昨年度に創設した町の補助制度により支援を行っており、本年度も地下タンクの改修と配送用ローリーの更新が予定されています。

今後も重要な生活インフラである町内のガソリンスタンドの維持存続に向けた支援を行ってまいります。

次に、い〜にゃん PAY についてであります。

電子地域通貨「い〜にゃん PAY」の運用につきましては、昨年 12 月からスタートしていますが、7 月 16 日から先月 30 日まで、1 万円を上限にチャージすると、最大 2,000 ポイントが付与される「現金チャージ ポイント還元キャンペーン」が実施されました。

商工会から、最終日までに 1,060 件、840 万円余りのチャージ利用があったと報告を受けており、年末に向けても利用の促進に繋がるキャンペーン企画を実施予定であり、キャッシュレスの定着と地域内消費の拡大を目指してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

先月 18 日に中国地方最大級のヒルクライムレース、飯南ヒルクライム 2024 が、NPO 法人サイクリストビューの主催により開催されました。美郷町大和地区をスタート地点とし、谷地区の県道邑南飯南線から町道赤名井戸谷線を経由し向谷をゴールとした延長約 7.7km、高低差 400m の急峻なコースを約 130 名のサイクリストが走破しました。

姉妹都市交流事業につきましては、先月に親子体験ツアーを実施しました。4 家族 13 名の参加があり、FM いたみへの出演や、伊丹空港の見学など、普段の暮らしとは異なる魅力に触れる貴重な体験となりました。今後も姉妹都市協会を中心に、活発な交流が行われ、将来を担う子どもたちが広く見聞を深められることを期待しております。

また、来年度は伊丹市との姉妹都市協定締結 45 周年、大村市との友好交流都市協定締結 10 周年の節目となることから、記念行事を行う予定であります。

赤名観光りんご園につきましては、今月 1 日から開園し、親子連れなどで賑わっています。

今が旬の「つがる」をはじめ、10 月頃からは「千秋（せんしゅう）」「新世界」「王林」「ふじ」など様々な品種が食べごろを迎えます。11 月 10 日までの開園を予定していま

すので、多くの方にお越しいただき、飯南の秋の味覚を堪能していただければと思います。

次に、道の駅頓原周辺エリア整備計画の推進についてであります。

道の駅頓原につきましては、令和4年度に「道の駅頓原周辺エリア整備計画策定委員会」を開催し、「周辺エリアの一体的な整備」に向け、整備計画を策定したところであります。

町としましては、1月にパブリックコメント（意見公募）を実施し、2月には町民意見交換会を開催するなど、整備計画に対する様々な意見を伺っており、周辺エリアの整備における今後進め方について、町の考えを整理いたしました。

レストランやまなみ、情報交流館などの施設が集積する「道の駅エリア」につきましては、町内施設に関する「宿泊施設の在り方」を検討しているところであり、その進捗状況に併せて検討を進めたいと考えております。

道の駅頓原に隣接している「頓原緑地公園及びその周辺エリア」につきましては、町内4カ所目となる「こども広場」の整備にあたり、今後も関係者と協議し、準備を進めていきます。

なお、この「こども広場」については、町内外の多くのお子様に喜んで利用いただけるよう整備したいと考えております。

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてであります。

7月にワクチン接種について希望調査を行い、希望される方につきましては、先月下旬より接種券等を送付させていただき、飯南病院やかかりつけ医へご自身で予約していただくようお知らせをしているところであります。

町内での接種は飯南病院のみとしており、9月中にご予約をいただき、10月の1か月間を接種期間として実施します。その後11月からはインフルエンザの接種期間と考えております。

次に、長寿のお祝いについてであります。

本町にお住まいで、本年度に百歳を迎える方に、内閣総理大臣から「お祝い状と記念品」が届きましたので、敬老の日に合わせて伝達することとしております。

百歳を迎えられる方は、後谷アエ子さん、諏訪部邦子さん、藤原安世さん、難波清子さん、三上佳子さん、難波唯子さん、竹野ハツエさん、石田シヅカさん、三島喜久恵さん、以上の9名であります。

対象となる皆様は、各種の福祉サービスを受けながら、お元気にお過ごしであり、心からお祝い申し上げますとともに、これからも健やかに日常生活を送っていただきたいと願うところであります。

なお、敬老会につきましては、本年度も皆様の健康と安全を第一に考え、開催しませ

んが、今年 16 日の敬老の日に、私から「お祝いのメッセージ」をケーブルテレビでお伝えさせていただきます。

次に、訪問介護事業の継続にかかる支援についてであります。

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が 4 月より引き下げられましたが、サービス対象者が点在している中山間地域では移動に時間を要することから、現状でも厳しい経営状況にあり、今回の報酬改定から更に赤字が膨らむことが想定されます。6 月定例会後、議会からも国へ訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業要件の見直しを求める意見書が提出されました。

町内で唯一訪問介護サービスを提供している社会福祉協議会へ改定による影響等状況についてヒアリングを行ったところ、「町内唯一の事業所であり社会福祉協議会の使命として事業継続を死守したいが、今後の事業継続へは大きな影響が想定される。また、これまでの制度改正による累積赤字もあることから状況を整理している」との旨を確認したところであります。

町としても町民の皆様が安心してサービスを受けられるよう、訪問介護事業の継続支援について検討してまいります。

次に、今後の高齢者福祉事業のあり方についてであります。

持続可能な高齢者福祉事業を維持するため、町内で特別養護老人ホームを運営している 2 つの福祉法人、飯南町社会福祉協議会及び友愛会の理事会において、今後の運営や体制についての協議が始められたと聞いております。

また、町では、先月末に、高齢者福祉施設整備に向けての技術的助言及び財政支援について、県知事要望を行ったところであり、引き続き、両法人を含む関係機関と連携して向かうべき方向性の実現を目指してまいります。

次に、病院事業の運営についてであります。

昨年度の決算につきましては、入院収益、外来収益ともに患者数減少の影響により減収となりました。また、ワクチン接種委託料や病床確保補助金など新型コロナ関連の収入減少や電子カルテシステム更新などの設備投資による減価償却費などの増加により、減収減益の決算となりました。純損益は前年比 6 千 5 百万円余の減となり、6 千 8 百万円余の赤字を計上することとなりました。

一方では、経常経費の削減や設備投資への有利な財源の充当、繰上償還による後年度負担の軽減などにも努めてきたところです。また、断続的に流行する新型コロナなどの感染症への対応を行う中でも、通常診療の維持や地域の関係者と連携した地域包括医療・ケアの安定的な提供に尽力してきたところであります。

町民の皆様には、住み慣れたこの地域で安心して生活していただけるよう、地域に必要な医療を持続的に提供するため、引き続き地域医療の確保に取り組んでまいります。

次に、飯南病院開設 50 周年記念行事の開催についてであります。

飯南病院は、昭和 49 年 5 月に「国民健康保険頓原町立頓原病院」として開設し、本年度で 50 年を迎えることができました。この節目を迎えられましたのも、議会をはじめ町民の皆様のご支援とご理解によるものであり、心より感謝申し上げます。

町としましては、12 月 7 日に開催する「飯南町地域ケアフォーラム 2024」にあわせて、病院開設 50 周年記念行事を行う予定であります。

これまでの歴史を振り返りつつ、未来へ向け、地域の皆さんと考えていけるような催しにしていきたいと思っております。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、雲南地区防衛協力会の設立についてであります。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していく中、自衛隊は、最前線に立つて国防の任務を遂行し、また、能登半島地震などの大規模災害での迅速な対応など、国民生活の安全、安心を確保する上で欠くことのできない役割を担っています。

このような状況の中、先月 17 日に「雲南地区防衛協力会」設立総会が雲南市内で開催され、島根県内で 6 番目となる防衛協力会が設立されました。

防衛協力会の設立により、同会が自衛隊と地域との交流のパイプ役となり、町民の皆様が自衛隊に対する理解を深め、防衛意識の高揚を図るとともに地域活性化につながるよう期待しております。

次に、地域防災力の向上についてであります。

本年度の取組として、飯南町気象防災アドバイザーと連携し、近年の気象状況や備蓄品の備えなどの防災対策についての出前講座を行っています。これまでに、民生児童委員協議会や自治振興協議会、地域のサロンなど、6 つの地域・団体に活用いただいているところです。

今後も多くの地域・団体に活用していただき、一人ひとりが防災に対する理解を深めていただくとともに、地域・団体に災害時の対応について話し合うきっかけづくりとなるよう取り組んでまいります。

次に、消防操法大会についてであります。

7 月 7 日、松江市において第 67 回島根県消防操法大会が開催され、本町からは第 8 分団が小型ポンプの部に出場し、長期間にわたる練習の成果を十分に発揮し健闘しました。

出場された選手並びに団員の皆様に敬意を表しますとともに、団員をサポートしていただきましたご家族、職場の皆様にご感謝申し上げます。

また、技術指導をいただきました飯南消防署をはじめ、競技会場で激励いただいた町議会、地元自治会など関係の皆様にあたためてお礼申し上げます。

次に、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）についてであります。

気候変動適応法の改正により、暑さをしのげる場の確保として、冷房設備を備えるな

ど一定の要件を満たす施設を市町村が「クーリングシェルター」として指定することができるようになりました。

本町では、6月に役場本庁舎並びに基幹支所及び支所の計4施設を、また、8月には民間企業が管理する3つの施設をクーリングシェルターとして指定しました。

今月・来月の気温は、平年より高くなると予想されており、残暑が厳しくなると思われます。水分補給に心がけ、エアコンや扇風機を使用した涼しい場所やクーリングシェルターで過ごすなど、お気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

次に、大雨による災害についてであります。

本年は、梅雨入り後の出水期において、近年多発する豪雨に見舞われることはありませんでしたが、6月下旬から7月上旬の大雨により、河川、農業用施設などに、県管理分も含め総額6千万円を超す被害が発生しました。

被災した箇所につきましては、補助事業に採択されるよう手続きを進め、早期復旧に努めてまいります。

次に、町道頓原長谷線道路改良についてであります。

この改良につきましては、5月から頓原農村環境改善センターみせん入り口付近の交差点改良工事に着手し、全面通行止めの規制をかけての工事を実施しておりましたが、先般工事が完了し今月11日から規制を解除できる運びとなりました。

規制につきましては、長期にわたり多大なるご不便をおかけいたしました但、町民の皆様のご理解ご協力に対しまして感謝申し上げます。

なお、今月、頓原中学校下の法面工事等を発注し、完成に向け事業の進捗を図ってまいります。

次に、令和5年度一般会計決算についてであります。

国の経済対策による臨時的な措置が続いたことや災害復旧などの特別な事情により、地方交付税総額は過去最高となる43億1千6百万円余（対前年450万円増）の交付額となりました。

また、ふるさと納税についても、令和2年度に次ぐ1億8千4百万円余の寄附をいただきました。

こうしたことから、一般会計における歳入総額は92億1千8百万円余、歳出総額は90億7千4百万円余、歳入歳出差引額は、1億4千3百万円余となり、翌年度に繰越すべき財源を除き1億2千5百万円余の実質収支（黒字決算）となりました。

また、町債残高についても繰上償還の効果により、目標とする100億円以下となる98億8千7百万円余と大きく減少し、将来の公債費の負担増に備え減債基金（1億7千3百万円余）への積み立ても行っております。

今後も引き続き、町債の発行抑制と繰上償還を行い、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、令和6年度一般会計補正予算についてであります。

一般会計の主な歳出につきましては、災害時の避難所となる頓原・赤名農村環境改善センターの照明LED化及び非常用発電設備など大規模改修に1億7千5百万円余、農作物鳥獣被害対策への支援として1千万円余、現在進めている頓原長谷線の整備事業に4百万円、河川維持事業として下三日市の自動堰装置修繕に3百万円余、将来の財政負担を軽減するための町債繰上償還に1億9千万円余など、総額3億8千8百万円余の増額補正としたところであります。

今回提案いたします議案等は、令和5年度飯南町各会計の決算認定1件、財政健全化法に基づく健全化判断比率等の報告案件1件、条例改正など議決を要する案件3件、令和6年度飯南町一般会計補正予算(第3号)など、予算関係7件であります。

次に、私事となりますが、一言申し述べさせていただきます。

私も令和3年1月30日に町長に就任し、残す任期も5カ月を切りました。

この間、第2次総合振興計画に掲げた「笑顔あふれるまち飯南町」の実現を目指して、公約としてきました

1. 子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）
2. 安心・安全なまちづくり
3. 産業が元気なまちづくり
4. 定住を進めるまちづくり
5. 歴史・文化を感じるまちづくり

を重点的な政策として、議会並びに町民の皆様のご理解ご協力をいただき、職員と共に全力を尽くしてまいりました。

また、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる」島根創生計画にも呼応し、県と連携したまちづくりを進めてまいりました。

飯南町となって20年が経過し、まちの一体感の醸成や融和を進めることはできましたが、人口減少や少子高齢化を抑制するには至っていません。

現在新年度からスタートする第3次総合振興計画を策定するにあたり、住民アンケートの中で、飯南町で住みやすいと感じる方（幸福度）は70%であり、目標とする80%には達していません。次の計画期間では、この割合が高められるよう新たな戦略をもって取り組まなければなりません。

人口が減っても、このまちで生き活きと暮らせる仕組みづくり、農村ならではの産業振興にしっかりと取り組み、活力あるまちとして持続させなければなりませんし、私に残された任期、全身全霊で職務に励んでまいります。

今回の定例会にあたり、今後の態度をはっきりする時期にもあると考え、私としては、これまでの任期中の町政運営を総括し、新たな決意をもって次期町長選挙に再び挑戦したいと考えております。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、10 時 10 分といたします。

午前 9 時 5 4 分休憩

午前 10 時 10 分再開

日程第 6 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 6、提案理由の詳細説明に入ります。

認定第 1 号、令和 5 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○会計管理者（高木 ゆかり） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高木会計管理者。

○会計管理者（高木 ゆかり） 番外。認定第 1 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度飯南町の下記会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記。

- 1 令和 5 年度飯南町一般会計歳入歳出決算。
- 1 令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和 5 年度飯南町病院事業会計決算。
- 1 令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計決算。
- 1 令和 5 年度飯南町下水道事業会計決算。

令和 6 年 9 月 9 日 提出 飯南町長。

表紙が 2 枚続いておりますので、2 枚めくっていただいて 1 ページをお願いします。

令和 5 年度歳入歳出決算総括表です。会計ごとに、収入済額、支出済額、歳入歳出差引額について読み上げます。

一般会計。歳入。収入済額92億1,868万1,817円。歳出。支出済額90億7,477万2,577円。歳入歳出差引額1億4,390万9,240円。これにつきましては、別冊でお配りしております一般会計特別会計歳入歳出決算書の一般会計の64ページに実質収支に関する調書を付けております。翌年度へ繰り越すべき財源が1,868万1,790円であり、実質収支額につきましては、下から2段目の1億2,522万7,450円となっております。

説明資料の総括表にお戻りください。

国民健康保険事業特別会計。収入済額6億5,247万1,534円。支出済額6億3,673万8,758円。歳入歳出差引額1,573万2,776円。

後期高齢者医療事業特別会計。収入済額1億8,592万3,966円。支出済額1億8,566万1,806円。歳入歳出差引額26万2,160円。

介護保険サービス事業特別会計。収入済額3,658万5,660円。支出済額3,414万583円。歳入歳出差引額244万5,077円です。

次のページに公営企業会計決算報告書表紙がありますが、めくっていただいて、2ページをお願いします。病院事業会計決算報告書です。

1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、病院事業収益。決算額10億5,698万6,405円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、病院事業費用。決算額11億887万200円。内容につきましては第1項から第3項に記載をしております。なお、当年度純損失は6,828万7,215円となっております。

次のページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。

収入。第1款、資本的収入。決算額3億186万8,000円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額1億5,647万6,027円。内容につきましては第1項から第4項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額3億7,760万5,438円。内容につきましては、第1項から第2項に記載をしております。

この収入と支出の不足につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

4ページをお願いいたします。簡易水道事業決算報告書です。1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。

収入。第1款、簡易水道事業収益。決算額2億2,723万6,817円。内容につきましては第1項から第3項に掲載をしております。

続いて支出です。第1款、簡易水道事業費用。決算額2億4,208万6,923円。内容につ

きましては第1項から第4項に記載をしております。なお、当年度純損失は1,800万5,084円となっております。

次のページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入。決算額1億179万8,493円。内容につきましては第1項から第5項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額1億3,058万2,514円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。この収入と支出の不足額につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

6ページをお願いします。下水道事業決算報告書です。

1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、下水道事業収益。決算額2億8,389万5,019円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、下水道事業費用。決算額2億9,076万4,878円。内容につきましては第1項から第4項に記載をしております。なお、当年度純損失は758万9,539円となっております。

次のページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入。決算額1億6,312万円。内容につきましては第1項から第5項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額2億2,013万4,631円。内容は第1項から第2項に記載をしております。この収入と支出の不足額につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

以上が、令和5年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の状況でございます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続いて、8ページをご覧ください。ここからは、令和5年度の飯南町各会計決算の概要について説明します。

はじめに、1. 決算規模についてです。

病院ほか公営事業会計を除く決算総額は、歳出総額で前年比108.8%、8億200万円の大増の99億3,100万円でした。来島牧場整備にかかる乳用牛生産振興事業8億8,600万円や物価高騰対策などにより、コロナ対策や経済対策で過去最高であった令和2年度に次ぐ大きな規模となったところです。

次に、病院事業会計についてです。

3 条会計 4 条会計ともに歳出は増額決算となり、3 条会計ではコロナウイルスの 5 類移行に伴う医薬品負担の増、4 条会計では電子カルテシステム、栄養管理システム更新整備などによる大幅増となり、6,800 万円余、2 年連続の赤字決算となったところです。

続いて、その下簡易水道事業会計です。

減価償却費全体の減少に伴う 3 条会計歳出の減を除き、昨年とほぼ横ばいとなりましたが、人口減少や大口事業者の配水量減少に伴う営業収益の減などから 1,800 万円余の赤字決算となりました。

続いて、9 ページをお願いします。下水道事業会計です。

3 条会計 4 条会計ともに、ほぼ横ばいですが、700 万余の赤字決算となっております。

続きまして、2. 一般会計決算の状況についてです。

決算総額では、歳出は 6 億 5,800 万円増の 92 億 1,900 万円。歳入は 7 億 7,100 万円増の 90 億 7,500 万円であり、対前年比約 8 から 9 % の増となっております。

次に、歳出状況につきまして、主な増減を説明します。

はじめに、自主財源である町税です。

償却資産の減少による固定資産税の減少はあるものの、給与所得額の増加による個人町民税の増加、法人町民税の増加により町税全体では 300 万円の増となっております。

続いて、中ほどに記載をしております地方交付税についてです。

特別交付税は、昨年より 900 万円減となりましたが、普通交付税が 1,400 万円増の 37 億円余となっております。交付税全体としては、過去最高額の 43 億 1,700 万円となったところです。災害による特別措置や物価高騰対策などの要因があったものと考えておりますが、歳入の約半分を占めるこの地方交付税を原資としまして、将来の負担軽減のために繰上償還を行うとともに、減債基金、まちづくり基金など積み増しを行ったところです。

続いて、10 ページをお願いいたします。

国庫支出金ですが、来島牧場整備にかかる強い農業・担い手づくり総合支援交付金 8 億 8,600 万円の皆増の影響によりまして、6 億 1,500 万円増となったところです。地方創生推進交付金、新型コロナ臨時交付金の皆減につきましては、その下にあるデジタル田園都市交付金、電力・ガス・価格高騰交付金への名称変更によるものですが、コロナ対策が終了しまして、物価高騰対策やデジタル社会の推進、脱炭素への取組に係る交付金等が増加しており、これらの交付金、補助金を活用した事業を進めてきたところです。

続きまして次に財産収入です。

出資返還金が 1 億 500 万円皆増となっておりますが、雲南広域連合からのふるさと振興基金返還に伴うものです。

続いて、その下寄付金です。

ふるさと応援寄附金につきましては、制度改正の影響等によりまして、昨年9月に駆け込みによる増もあり、個人分全体としまして令和2年度に次ぐ額となる1億8,400万円余のありがたい寄附をいただきました。

続いて、繰入金については、1億6,000万円余の減となっておりますが、地方交付税やふるさと納税等の増加に伴いまして、減債基金を繰り入れることなく決算ができたところでございます。

続いて、11ページをお願いします。町債です。

大規模事業の終了に伴い、昨年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度は700万円増となりました。主なものとしましては、1番目にあります避難所であるふるさと回想館の改修工事に拠点整備事業債2,300万円、中ほどにありますが、中山間地域総合整備事業に伴う農道整備に農業基盤整備事業債4,300万円、それから、国民スポーツ大会開催に向けた琴引スキー場施設整備事業により、観光施設整備事業債7,800万円。これらが増えたことによるものですが、総額は6億8,400万円であり、今後も計画的な事業実施によりまして町債の発行抑制に努めてまいります。

続きまして12ページになります。

目的別歳出です。こちらにも主な増減理由について説明をいたします。

初めに歳出の約18%を占める総務費ですが、3億6,000万余の増額となっています。脱炭素に向けた地球温暖化計画に係るものや滞在型地域交流施設整備事業、ふるさと回想館改修工事など、皆増となったものに加えまして、システム標準化に伴う電算管理費、それから、交付税やふるさと納税の増額によりまして、減債基金、まちづくり基金、ふるさと応援基金に3億700万円余の積み増しを行ったところでありまして、基金積立金が主な要因となっています。

続いて民生費です。

物価高騰対策として、低所得者に対する新たな給付金事業が創設されたほか、志々地区、赤名地区への子ども広場整備により、全体で1億2,000万円余の増額となっています。

続いて衛生費です。

繰上償還に伴う病院事業会計出資金の増額などにより4,500万円の増額となっています。

次に、令和5年度決算におきまして17%を占める農林水産業費ですけれども、6億5,000万余の大幅増となっておりますが、4番目にあります来島牧場整備に伴う乳用牛生産振興事業8億8,000万円余の増額が主な要因となっています。

続きまして、13ページをお願いします。まずはじめに、商工費です。

頓原地区街路灯整備事業や琴引スキー場のスノーマット更新などの施設整備事業によりまして、1億円余の増額となっています。

次に、土木費ですが、2,000 万円の増額となっています。町道小田線、程原線、八神千原線の法面災害対策や、頓原小中学校登校路でもあります頓原長谷線の整備事業、交差点改良、それから、頓原上町団地整備に伴う設計業務などによる増額となっています。

続いて、消防費になります。

消防軽積載車 3 台の購入や、三日市防火水槽新設工事等によりまして、500 万円増となっています。

続きまして、教育費です。

小中学校体育館の照明 L E D 化事業の終了等に伴いまして、3,700 万円の減額となっています。

続く、災害復旧費につきましては 3 年目となりまして、復旧事業の完了に伴い減少をしています。現在も繰越しとなった工事につきまして作業を進めているところです。

歳出最後に公債費になります。

令和 5 年度は、先ほども説明しましたとおり、病院事業会計の繰上げ償還 7,290 万余になります。昨年度の繰上償還もありまして昨年度の 2 億 5,000 万円余に対し 7,400 万円余の繰上償還となりました。大幅減となっています。

しかしながら、近年の発行抑制と町債の発行抑制と繰上償還の効果によりまして、町債残高については 100 億円以下となる 98 億 8,700 万円余まで減少することができたところです。

続いて 14 ページをお願いします。

3. 財政指標の状況についてです。

まず、経常収支比率ですが、目標 90%以下であります。対前年比 0.9 ポイント増となる 97.6%となり、2 年連続の上昇となったところです。昨年同様、光熱費、燃料費等の上昇に加え、物価高騰や賃上げによる影響によりまして、人件費物件費などの増加が要因し上昇をしています。

一方で、地方債現在高比率につきましては、大規模事業の終了によりまして、起債発行額が減少したこと、また、繰上償還が功を奏したことによりまして、3 年連続の減少となり、対前年比 8.4 ポイント減の 225.8%となりました。今後も起債事業の抑制と繰上償還の実施が重要なポイントであると考えております。

次に、4 番目、財政健全化に定める各種指標についてです。

後ほど報告第 11 号でも説明しますが、一般会計のみの実質赤字比率、特別会計も含めた連結実質赤字比率については、いずれも黒字決算であり、該当はありませんが、参考数値を記載しています。実質公債費比率、将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率は昨年より 0.4 ポイント増の 9.7%。それから、将来負担比率は、昨年より 18.2 ポイント減の 26.7%となりました。

続く、公営企業資金不足比率ですが、病院事業会計以下、各公営事業会計につきまし

ては、資金不足はありません。

これまでの数値からは、財政運営については安定しているように見えますが、歳入の約半分は地方交付税となっておりまして、災害や物価高騰対策などの一時的な措置もあるため、今後もこれらの指標の上昇を抑え、安定した財政運営を行っていくためには、繰り返しになりますが、計画的な事業実施によります町債の発行抑制と繰上償還が何より重要であると考えております。

続いて、最後のページ 15 ページ、未収金についてです。

徴収状況、表の中ほど、水色に網かけしております一般会計の計の欄をご覧ください。真ん中の令和 5 年度決算の欄についてですが、一般会計の未収額合計は 3,419 万 56 円。徴収率は 94.2%となりました。固定資産税の増加による影響が大きく、昨年度に比べて 261 万 5,416 円増加しております。徴収率はマイナス 0.5 ポイント、2 年連続して徴収率が低下する結果となりました。

また、この表の 1 番下、特別会計等も含めた全体合計についてですけれども、国民健康保険料の未収額の増加によりまして、昨年度に比べて 459 万 3,988 円増加をしています。令和 2 年度、令和 3 年度と徴収率は上昇傾向にありましたが、コロナ対策や経済対策等による個人や事業者に対する助成金等も終了しまして、徴収対策が厳しい状況になってきたものと考えております。

各担当課におきましては、努力はしておりますが効果的な徴収対策につながっていないという状況にありまして、滞納対策会議等で情報を共有しまして、効果のある滞納整理を行うよう組織として取り組んでまいります。

続きまして、報告書についてご説明をします。A 4 横長の報告書をご覧ください。報告書をめくっていただきまして、1 ページについては、1. 予算及び決算の総括。

よろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。

○総務課長（永井 あけみ） すいません。

それでは続いて報告書について説明をします。めくっていただきまして、1 ページは 1. 予算及び決算の総括となりますが、予算編成の状況と決算額を記載をしております。

続いて、2 ページ、一般会計の歳入状況、3 ページ、一般会計歳出状況は先ほど説明させていただいた内容と重複しますので、説明は省略します。

続いて 4 ページです。（2）目的別決算額及び構成比ですが、先ほど説明した主な増減内容によりまして、2. 総務費 29.6%、6. 農林水産業費 73.8%、7. 商工費 24.7%と増加しており、11. 災害復旧費はマイナス 33.6%と減少しております。

次に、4 ページ右側の（3）性質別決算額及び構成比をご覧ください。性質別決算額の構成比において、主な増減は、除雪や学校の維持補修事業の減に伴い、3. 維持補修費 マイナス 28.5%、将来負担軽減のために減債基金へ、琴引スキー場施設整備補助金、雲

南広域連合からの返還金をまちづくり基金に、その他、ふるさと応援基金など、基金への積立金増加に伴いまして、7. 積立金 322.9%増、来島牧場建設に伴い 10 の投資的経費のうち、1. 普通建設事業 102.4%の増。災害復旧事業の終了に伴いまして、2. 災害復旧事業費マイナス 33.6%などとなっております。

続いて、5 ページ、4. 国民健康保険事業特別会計から、13 ページ、下水道事業会計まで、同様に予算編成の状況と決算額を記載しておりますので、それぞれご確認をいただきたいと思います。

続いて、14 ページから 20 ページまで、1 事業あたり 100 万円以上となる主要事業について、一般会計 184 事業の概要とその財源内訳を記載をしています。

事業数は今年の 205 事業より減少しましたが、コロナ対策終了に伴い様々な事業が復活したことや、物価高騰対策に伴う新規事業などにより、200 に迫る多い事業数となっています。

続いて、21 ページには、特別会計の主要事業について記載をしております、次の 22 ページから 10 万円以上の主な扶助費や補助金について、120 事業の一覧となっております。

それから続く 23 ページ、右側から、24 ページの左側まで 10 万円以上の主な分担金や負担金について、一般会計 40 事業特別会計 10 事業の一覧となっております。

それから、24 ページ、左下には、一部事務組合等の負担金の一覧 10 事業になります。総額で 5 億 3,300 万円余となっております、昨年より 2,800 万円増加しています。これは、ケーブルテレビ飯南局修繕等による負担金の増で 2,459 万円の増となっております。こちらが主な要因となっておりますが、近年、これらの負担金が増加傾向にありまして、補助費全体に占める割合も大きくなってきております。

24 ページ、右側には、繰出金、貸付金の主なものを記載しておりますのでご確認ください。

続いて、25 ページ、19. 財産に関する調書です。

はじめに、1. 公有財産（1）土地及び建物についてですが、まずはじめに 25 年中の主な増減について説明をします。

中ほどの欄、公営住宅ですけれども、上市第 3 団地の廃止による 295 平方メートルの減。と、定住促進住宅川東団地の建設によりまして 187 平方メートルの増加があります。

その他施設では、ふるさと回想館の改修による増、それからその下の下の段のその他については、頓原みせん横の除雪車車庫建設によりまして 250 平方メートルの増がありました。

また土地建物とも固定資産台帳、修正分として挙げておりますけれども、公会計として管理するため、毎年台帳整備を行っておりますが、その確認作業の中で必要な修正を実施しているものです。

これらの増減によりまして、令和５年度末現在高は、土地が 1,649 万 6,361 平方メートル。建物は 9 万 8,589 平方メートルとなっております。

次に、その下、地上権、有価証券については増減はありません。

その右側（４）出資による権利については、確認作業によりまして現在高の誤りが判明したことによりまして、中ほどにあります島根県暴力追放県民センター出資金について、238 円の修正を行うものと、出資金返還に伴う雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金の減額となります。今後このような修正が発生しないよう、財産管理の徹底に努めてまいります。

続きまして 26 ページ物品についてですが、公用車の状況です。各庁舎に配置します車両や、バス用車両の移動による増減がありまして、総数は 1 台減の 151 台となっております。

続く、右 26 ページ右側には、３．債権、４．基金についての状況を記載をしています。詳細はそれぞれご覧いただければと思っておりますが、これまで説明したとおり、減債基金やまちづくり基金、ふるさと応援基金の積み増しを実施をしております、令和５年度末、基金現在高は 3 億 1,456 万円余の大幅増となる 40 億 9,563 万円余となっております。

そして、その基金残高 40 億円余のうち、昨年同様に、現在 20 億円で債券運用を行っております、令和５年度におきましても、年間 1,700 万円余の運用益を生み出しております。今後も、金融情勢等を勘案し、効率的な運用に努めてまいります。

続く、次の 27 ページからは、令和５年度普通会計決算の概要として、１．歳入歳出の状況、それから 29 ページには、２．地方債現在高の状況を参考として記載をしていますが、内容が重複しますので、説明を省略します。

また、詳細につきましては、別冊の各会計決算書にてご確認をいただきますようお願いいたします。

以上で認定第 1 号の説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して、令和５年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見が提出されております。審査意見について監査委員の説明を求めます。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

そういたしますと、お手元に一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の審査意見書を配付してございますので、朗読して決算審査報告といたしたいと思っております。

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和 5 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び
各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 5 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び各公営企業会計決算書、その他政令で定める書類、並びに令和 5 年度基金運用状況について、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し審査した結果、次のとおり意見を付す。

1. 審査の概要について

(1) 審査の対象

- ・令和 5 年度飯南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・令和 5 年度各公営企業会計決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・基金の運用状況に関する調書類

(2) 審査の期間

令和 6 年 7 月 25 日から令和 6 年 8 月 28 日まで

(3) 審査の手続き

町長から提出された令和 5 年度飯南町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書等について審査した。

各公営企業会計については令和 5 年度決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等について審査した。

基金の運用状況については運用状況に関する調書等を審査した。

審査に付された各会計の計数に誤りはないか、財産運用は健全か、財産管理は適切か、また予算執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、現地確認を行う等の審査の手続きをした。

2. 審査の結果

一般会計、各特別会計、各公営企業会計のすべてにおいて計数に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており適正であると認めた。

基金の運用状況に関する調書の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めた。

3. 審査意見

一般会計、各特別会計。

令和5年度の普通会計決算額（一般会計）は、歳入総額 92 億 1,900 万円、歳出総額 90 億 7,500 万円、歳入歳出差引額 1 億 4,400 万円、実質収支 1 億 2,500 万円の黒字決算となっている。

歳入については、繰入金が 1 億 6,200 万円余の減額となったが、国県支出金、財産収入の合計が 7 億 1,900 万円余の大幅な増額となったため、歳入総額は前年度に比し 6 億 5,700 万円余の増額となっている。

歳出については、災害復旧費、公債費、教育費は減額となったものの、農林水産業費、総務費において大幅な増額となり、歳出総額は前年度に比し 7 億 7,000 万円の増額となっている。

国民健康保険事業特別会計他 2 特別会計については、実質収支額は黒字決算となっている。

公債費については、令和5年度は町債の償還、繰上償還を合わせ 11 億 800 万円の償還を実施し、更に町債発行額を前年度並みに抑制したため、町債残高が前年度より 3 億 9,800 万円余減少している。

平成 27 年度から連続して増加していた町債残高が、令和4年度より減少に転じ、町が定めた目標値 100 億円以下の 98 億 8,700 万円に減少したことは大いに評価すべきである。

経常収支比率は、前年度より 0.9 ポイント上昇している。また単年度実質公債費比率は 9.71% となり前年度より低下したが、3 カ年平均の実質公債費比率は前年度より 0.4 ポイント上昇し 9.7% となっている。

実質公債費比率の将来推計によると、単年度 3 カ年平均実質公債費比率とも、今後も上昇傾向が予測されており、引き続き繰上償還を実施するとともに、町債発行の抑制が不可欠である。

町が設定した町債残高 100 億円以下の目標は達成したものの、今後とも徹底した経費の削減に努めるとともに、次期総合振興計画の策定に合わせて事業の優先度や効果を見極め、事業費の抑制を図りながら慎重な財政運営に努められたい。

次に、（１）収入未済額について。

令和5年度末一般会計における収入未済額は、3,419 万円で令和4年度に比べ 261 万 5 千円余増加している。

令和3年度より増加傾向となり、特に固定資産税は未収額が 1,000 万円を超える状態

となっている。定住住宅利用料、町営住宅使用料等においても増加傾向となっている。

国民健康保険事業特別会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計で収入未済額が増加傾向となっている。現年分の早期徴収に努め、過年度滞納分については、定期的な滞納対策会議による情報の共有等により徴収率向上に努められたい。

次に、(2) 翌年度繰越額について。

令和5年度から令和6年度への繰越額は、明許繰越、事故繰越を合わせ2億8,300万円であり、令和5年度より大幅な減額となっている。令和5年度において乳用牛生産振興事業が完了したものの、災害復旧事業においては2カ年連続で事故繰越が計上されており、今後は事故繰越を発生させないよう徹底した進捗管理を図られたい。

次に、病院事業会計。

令和5年度の入院収益、外来収益の合計は6億4,000万円で、昨年度に比し1,300万円余の減収となった。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和3年度と同水準である。

一方、医業費用は10億6,000万円と前年度に比し1,200万円余の増加となった。電子カルテ更新による減価償却費の増加が主な要因である。その結果、令和5年度は6,800万円余の純損失を計上した。すぐさま経営を揺るがすものではないが、令和4年度に策定した病院経営強化プランに基づく運営を推進し、健全な病院経営に努められたい。

次に、簡易水道事業会計。

令和5年度は、純損失1,800万円を計上し3年連続の赤字決算となった。給水収入は9,300万円であり、年度ごとに多少の増減はあるものの、概ね横ばいの状況である。

一般会計の繰り出し金は1億2,000万円で、前年度に比し300万円余の増加となり、公営企業会計以降後、増加傾向となっている。一方で企業債残高は、毎年償還を実施しているが、残高は11億8,000万円余となっている。

一般会計の繰り出し金への依存はやむを得ないとするが、今後は繰り出し金を一定程度に抑制できるよう「飯南町簡易水道事業経営戦略」を早急に見直し、計画的、平準的に施設更新を進め、安定経営に努められたい。

次に、下水道事業会計。

令和5年度は、純損失800万円を計上し赤字決算となった。全事業の経費回収率は73.1%と僅かながらも改善しているが、必要経費を使用料で賄える状況にはない。更なる経費節減に取り組み経費回収率の改善に努められたい。

企業債については、毎年2億円程度の償還を実施しているが、残高は15億7,000万円となっている。今後の施設更新にあたっては企業債の発行を抑え、国、県の事業を活用するなど財源確保に努められたい。

次に、基金の運用状況。

飯南町の令和5年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金、その

他基金を合わせ 40 億 9,600 万円であり、昨年度から 3 億 1,400 万円余の増額となった。

令和 5 年度は、特定目的基金において事業に充当するため 9,500 万円の取り崩しを行っているが、一方で減債基金に 1 億 7,300 万円、特定目的基金等に 2 億 3,600 万円を積み立てている。

中期財政計画によると、今後も基金の取り崩しは避けがたく、町債の発行額、繰上償還額、金融状況等を考慮し、現在の基金の運用方法が妥当かどうかを慎重に判断されたい。

以上で、決算審査報告といたします。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会の再開を 11 時 20 分といたします。換気をお願いします。

午前 11 時 05 分休憩

.....
午前 11 時 20 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

報告第 11 号、令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。報告第 11 について説明します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の健全化判断比率及び資金不足比率について別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 9 日 提出、飯南町長。

続いて 1 ページをお願いします。令和 5 年度決算の健全化判断比率です。一般会計のみの実質赤字比率、特別会計も含めた連結実質赤字比率、ともに黒字決算のため該当はありません。

実質公債費比率につきましては、健全化、早期健全化基準は 25%で、昨年より 0.4 ポイント増の 9.7%。将来負担比率は、同じく早期健全化基準は 350%で、地方債残高の減少等により昨年より 18.2 ポイント低下し、26.7%となりました。

続いて、令和 5 年度決算の資金不足比率です。病院事業会計以下各事業会計につきましては、いずれも資金不足はありません。

続く、2 ページ以降は、財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見書を添付しています。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して令和5年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見が提出されております。審査意見について、監査委員の説明を求めます。

那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

それでは、財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について述べます。

飯 監 第 1 1 号

令和6年8月29日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和5年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査したので次のとおり意見書を提出する。

令和5年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

（1）令和5年度 実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

（2）算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、黒字であり算定されていない。実質公債費比率、将来負担比率について

は、早期健全化基準を大きく下回っております。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和5年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていない。今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求める。

②連結実質赤字比率について

令和5年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていない。今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求める。

③実質公債費比率について

単年度の実質公債費比率は令和4年度に比し0.38ポイント低下したものの、令和5年度(3カ年平均)の実質公債費比率は9.7%となっており、前年度と比し0.4ポイント上昇している。早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが引き続き財政健全化に努めること。

④将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は26.7%で、前年度と比し18.2ポイント低下しており、平成19年度以降、最も低い数値となっている。
町債残高は平成26年度以来、8年ぶりに減少に転じた昨年度より3億9,800万円余減少し、町が定めた目標である100億円を下回った状態となっている。

(3) 是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の推計によると、実質公債費比率は今後上昇傾向にあり、令和10年度には単年度実質公債費比率が17.8%、3カ年平均は15.5%になると予測されている。

町債の発行に制限のかかる18%超えは回避できる予測だが、繰上償還の実施と町債発行の抑制がなされなければ、この水準を維持できない。

徹底した経費の削減に努めるとともに、優先度や事業効果を見極め、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努めること。

次に、

令和5年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 算定対象会計

病院事業会計

簡易水道事業会計

下水道事業会計

(2) 令和5年度 資金不足比率

(3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

病院事業会計、簡易水道事業会計、下水事業会計、いずれも経営健全化基準は 20% であるが、いずれも資金不足はなしと認められる。

(2) 個別意見

令和 5 年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率は、いずれの会計とも他会計からの補助金が投入されているため資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率については算定されていないものの、3 会計とも他会計補助金に依存せず経営できる状況にはない。3 会計とも多額の企業債残高を抱えており、この残高削減が今後の経営状況を大きく左右するものであり、繰上償還を含めた償還計画の見直しが喫緊の課題である。

病院事業会計。令和 5 年度は、7,294 万 2,000 円の繰上償還を実施したが、まだ多額の企業債残高があり、今後も引き続き計画的な繰上償還を検討し、企業債残高の減少に努めること。

簡易水道事業会計。水道管路の半数以上が耐用年数 40 年を経過しており、近年、特に漏水が頻発しており、管路の早期更新が必要である。経営指標から見ても健全経営を維持しながらの施設更新は長期にわたることとなる。早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画とあわせた整備計画を作成すべきである。

下水道事業会計。公共下水道は、供用開始から 15 年以上経過しているものの、直ちに施設の更新が必要という段階に至っていない。農業集落排水は供用開始から 25 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる。今後は、いずれの施設も老朽化が進行するので、施設の維持管理費用の大幅増、多額の施設更新費用が見込まれる。簡易水道事業と同様に、早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画と合わせた整備計画を作成すべきである。

.....

以上、普通会計の財政健全化審査意見、及び公営企業会計経営健全化審査意見の報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、説明を終わります。

次に、議案第 53 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 53 号について説明します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 9 日 提出、飯南町長。

続く 1 ページに改正文をつけていますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明をします。

はじめに 1. 提案理由です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、保険証の提示を必要とする関係条例について所要の改正を行うものです。

続いて、2. 改正条例の概要です。

飯南町子ども等医療費助成条例及び飯南町福祉医療費助成条例について、助成対象者として確認するため、保険証にかえて、電子資格確認、マイナンバーカード等になりますが、それと、それぞれの医療費助成資格証を提示するよう改正するものです。

3 番目に施行期日ですが、健康保険証が廃止となる令和 6 年 12 月 2 日としています。

3 ページには新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 54 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 54 号について説明します。

飯南町国民健康保険条例（平成 17 年飯南町条例第 98 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 9 日 提出、飯南町長。

次のページの改正文の読み上げを省略し、2 ページの説明資料でご説明いたします。

はじめに、1. 提案理由です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、令和 6 年 12 月 2 日からの被保険者証廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。

(1) 急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の見直し。第 21 条になりますが、急患等で受診した被保険者に対し、生活保護の開始を職権で決定した後、当該者に対して医療費の全額を返還請求する事案が生じていることを踏まえ、こうした事案の発生を未然に防止するための取り扱いを追記するものです。

(2) 被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定削除。第 24 条になりますが、被保険者証の発行廃止に伴い、被保険者証の取り扱いに関する内容を削除するものです。

3. 施行期日です。

この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

この第 4 条第 2 項は、6 月から診療報酬の算定方法が改定となり、参照場所が変わったことによるものです。

次のとおり、経過措置があります。

次ページ以降、4 ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 55 号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 55 号について説明します。

島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することに関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日 提出、飯南町長。

次のページの変更する規約の読み上げを省略し、2 ページの説明資料で説明します。

1. 提案理由です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求めるものです。

2. 変更内容。被保険者証等の廃止に伴い、資格確認書等に改めるものです。

3. 施行日は令和6年12月2日です。

次ページに規約の新旧対照表を添付しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第56号、令和6年度飯南町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。議案第56号について説明します。

令和6年度飯南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,854万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,696万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月9日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ目です。第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。補正前の額に3,773万4千円を追加し、40億3,773万4千円。

款、国庫支出金。補正前の額に1,054万6千円を追加し、6億5,041万5千円。

款、県支出金。補正前の額に345万9千円を追加し、5億5,586万5千円。

款、繰越金。補正前の額に1億1,304万2千円を追加し、1億2,522万7千円。

款、諸収入。補正前の額に7,246万3千円を追加し、2億4,939万8千円。

款、町債。補正前の額に1億5,130万円を追加し、12億6,870万円。

歳入合計。補正前の額に3億8,854万4千円を追加し、85億6,696万2千円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額に1億6,988万1千円を追加し、18億3,620万5千円。

款、民生費。補正前の額に1,199万9千円を追加し、15億1,101万6千円。

款、衛生費。補正前の額に659万2千円を追加し、8億6,289万5千円。

款、農林水産業費。補正前の額に1,087万2千円を追加し、8億3,190万円。

款、土木費。補正前の額から186万円を減額し、8億5,514万6千円。

款、消防費。補正前の額に21万4千円を追加し、2億4,116万3千円。

款、教育費。財源変更のため計上しておりまして、補正額ゼロ円で、補正額が補正前の額と変わらず4億9,650万6千円。

款、公債費。補正前の額に1億9,084万6千円を追加し、13億9,323万5千円。

歳出合計、補正前の額に3億8,854万4千円を追加し、85億6,696万2千円。

ページをおめくりください。4ページ、第2表 地方債補正。まず追加です。

起債の目的、集会施設等整備事業債。限度額1億4,740万円。これは赤名・頓原の農村環境改善センターの大規模改修に充てるものです。

続いて、変更です。

起債の目的、臨時財政対策債。変更前限度額に対し240万円減額し、変更後限度額750万円。臨時財政対策債の発行可能額の確定により増額するものです。

起債の目的、道路事業債。変更前限度額に対し150万円を増額し、変更後限度額9,180万円。これは、道路整備事業等における国の交付金の交付決定に伴い対応する町債の発行額を増額するものです。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続いて、事項別明細書5ページですが、1枚めくっていただきまして、6ページ、1. 総括。歳入につきましては説明を省略しまして、7ページ、歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金805万9千円の増。地方債1億4,890万円の増。その他特定財源3,212万8千円の増。一般財源1億9,945万7千円の増です。

続いて、8ページ。歳入です。概要説明資料は1ページになります。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税を今回の補正の財源としています。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、生活保護費等の令和5年度負担金の追加交付に伴う増額です。

続いて、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金は、障害者福祉システム改修、児童手当システム改修に伴う国庫補助金の増額。

目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う増額です。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、民生費県補助金は、乳幼児医療費、福祉医療費の令和5年度補助金の追加交付に伴う増額。

目、教育費県補助金は交付決定による増額です。

続いて、款、項、繰越金、目、前年度繰越金は、決算により繰越金を確定し、全額組み込むものです。

続いて、9ページです。

款、諸収入、項、貸付金元利収入、目、農林水産業費貸付金元利収入は、鳥獣被害対策協議会への貸付金の返還による増額です。

続く、項、目、雑入は、雲南市飯南町事務組合と雲南広域連合の決算に伴う各事業の負担金返還金に加え、総務費雑入においては頓原農村環境改善センターみせんの大規模改修に伴うエルピーガス振興センターからの補助金 2,360 万 7,000 円。

それから土木費雑入においては、土地改良維持管理事業補助金 243 万円、交付決定による増額です。

次に、款、項、町債は、4 ページで説明しました今回の補正の事業に充当する起債となっております。

歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について、関係課長より順次説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

歳出について説明いたします。予算書は 10 ページ、概要説明資料は 3 ページになります。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。赤名農村環境改善センター臨時管理費につきましては、照明の LED 化やトイレ、事務室の改修、音響設備更新等を行うための増額です。

頓原農村環境改善センターみせん臨時管理費につきましては、同じく照明の LED 化や音響設備更新のほか、エレベーターの更新や非常用発電設備設置等を行うための増額です。

目、企画費、CATV 事業経常負担金につきましては、職員人件費の減による負担金の減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

広域連合負担金（一般分経常）につきましては、職員人件費、事業費の増による負担金の増額です。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。各種負担金は、11 月に雲南市内で開催される島根県更生保護大会に対する負担金の増額です。

○保健福祉課長（安部 農）

目、老人福祉費。雲南広域連合経常負担金（介護保険分）につきましては、令和 5 年度実績に伴う負担金の増額です。

地域介護予防活動支援事業につきましては、コロナ禍以降、通いの場における長生き体操の参加者が減少傾向にあることから、まめな塾 PLUS 事業及びイキイキ PLUS

事業をモデル的に今年度実施することで、短期集中型介護予防の底上げを行うものです。

在宅医療介護連携事業は、高齢者福祉基本計画の方向性で示された認知症予防や人生会議（ＡＣＰ）普及啓発に伴う映画上映会の実施及びエンディングノートの配布による増額です。

後期高齢会計繰出金につきましては、前年度繰越金の確定による減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費臨時管理費については、福祉医療等令和５年度事業費確定に伴う補助金精算返還による増額になります。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、11 ページをお願いします。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉総務臨時管理費は、令和５年度児童手当交付金及び令和５年度出産子育て応援交付金の給付実績に伴う返還金となります。

続いて、児童福祉関係電算管理費は、児童手当制度の改正に伴うシステム改修負担金の増額です。

○保健福祉課長（安部 農）

目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、令和５年度の実績に伴う返還金の増額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費については、令和５年度事業実績確定に伴う補助金等の精算返納金による増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金につきましては、公営企業会計で説明します。

○病院事務長（高橋 克裕）

次の介護保険サービス事業会計繰出金につきましても、特別会計のほうで説明いたします。

○保健福祉課長（安部 農）

目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、令和５年度の実績に伴う返還金の増額です。

続いて 12 ページをお願いします。

目、健康増進事業費。健康増進事業健康診査につきましても令和５年度の実績に伴う返還金の増額です。

○住民課長（野津 史昭）

ここから概要説明資料は４ページになります。

目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）は、三刀屋斎場に係るものと

なりますが、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

続いて、項、清掃費、目、清掃総務費。清掃総務経常管理費は、いいしクリーンセンターでは引取りができない産業廃棄物の処理業務委託と、自治会等から設置要望のあったごみ収集ボックスの購入費用の増額となります。

続いて、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、事務組合の人事異動に伴う職員人件費と、いいしクリーンセンター及び雲南エネルギーセンターでの運営経費の増額です。

○産業振興課長（深石 尚志）

続いて、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費。各種負担金は、雲南農業振興協議会を通じてバーコード発行機購入に対する支援を行うため、法令外負担金の増額です。

目、農業振興費。農作物鳥獣被害防止事業は、鳥獣被害対策協議会からワイヤーメッシュ、電気柵等の設置要望の増加に伴い補助金の増額及び貸付金の増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、予算書 13 ページ。款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路橋梁維持費経常管理費につきましては、社会資本総合整備交付金の交付確定によりまして、事業費増に伴い事務費に対する起債充当額増による財源変更です。

続いて、目、道路橋梁新設改良費。町道頓原長谷線整備事業交付金につきましては、社会資本総合整備交付金の交付決定によります増と、委託費料から工事請負費に組み替える工事費増です。

続いて、項、河川費、目、河川総務費。河川維持補修事業につきましては、説明資料で下の 1 字が欠落しておりまして、下三日市の自動堰の巻上装置修繕によります増額です。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、公営事業会計で説明します。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきましては、職員人件費の増による負担金の増額です。

○教育次長（石飛 幹祐）

続きまして、予算書 14 ページをお願いします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費です。スクール・サポート・スタッフ配置事業県補助金の交付決定による財源変更です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、款、項、公債費。長期債繰上げ償還元金及び利子につきましては、安定した財政運営を行うために繰上償還を行うもので、増額をするものです。

歳出についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議案第57号、令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び、議案第58号、令和6年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第57号について説明します。

令和6年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,330万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日 提出。飯南町長。

次の2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。

款、国民健康保険料。補正前の額に124万7千円を追加し、7,191万5千円。

款、県支出金。補正前の額に86万3千円を追加し、4億9,842万3千円。

款、繰入金。補正前の額から876万円を減額し、4,314万円。

款、繰越金。補正前の額に1,573万1千円を追加し、1,573万2千円。

款、諸収入。補正前の額に1,387万円を追加し、1,397万3千円。

歳入合計。補正前の額に2,295万1千円を追加し、6億4,330万円。

3ページです。ページをおめくりください。歳出です。

款、保険給付費。補正前の額に86万3千円を追加し、4億7,122万4千円。

款、基金積立金。補正前の額に792万5千円を追加し、802万5千円。

款、諸支出金。補正前の額に1,416万3千円を追加し、1,556万7千円。

歳出合計。補正前の額に 2,295 万 1 千円を追加し、6 億 4,330 万円。

続きまして事項別明細書、ページをおめくりください。5 ページ。

1. 総括。歳入の説明を省略しまして、6 ページのほうをお願いいたします。歳出ですが、補正額の財源内訳は、特定財源、国県支出金 86 万 3 千円、その他 2,208 万 8 千円です。

7 ページをお願いします。概要説明資料は 5 ページになります。

2. 歳入。款、項、国民健康保険料、目、国民健康保険料。医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分はいずれも本算定による増額です。

款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金。普通交付分は、療養費の増による交付金の増額です。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国民健康保険事業基金繰入金は、前年度繰越金の確定による減額です。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度繰越金の確定による増額です。

款、諸収入、目、雑入は、令和 5 年度医療費（普通交付金）の確定による増額です。

8 ページをお願いします。3. 歳出です。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、療養費は、国保資格取得前の受診による協会けんぽへの保険者負担金の増額です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、前年度繰越金の確定と保険料本算定等による基金積立金の増額です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金。県支出金精算還付金は、令和 5 年度の実績による返還金の増額です。

議案第 57 号の説明は以上です。

続きまして、議案第 58 号について説明します。

令和 6 年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 6 年 9 月 9 日 提出。飯南町長。

次の 2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入予算補正。歳入です。

款、繰入金。補正前の額から 26 万 1 千円を減額し、1 億 1,821 万 1 千円。

款、繰越金。補正前の額に 26 万 1 千円を追加し、26 万 2 千円。

歳入合計。補正前の額から変更なく 1 億 8,514 万 9 千円。

歳出はありません。3 ページです。ページをおめくりください。事項別明細書です。

4 ページの 1. 総括。歳入の説明は省略しまして、5 ページを説明します。概要説明資料は 6 ページになります。

2. 歳入。款、繰入金、目、療養給付費繰入金。療養給付費繰入金は、前年度繰越金の確定による減額です。

款、項、目、繰越金は、前年度の繰越金確定による増額です。

議案第 58 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 59 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 60 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 59 号について説明します。

令和 6 年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表、歳入予算補正」による。

令和 6 年 9 月 9 日 提出。飯南町長。

次のページです。第 1 表 歳入予算補正。歳入です。

款、繰入金。補正前の額から 244 万 4 千円を減額し、846 万 6 千円。

款、繰越金。補正前の額に 244 万 4 千円を追加し、244 万 5 千円。

歳入合計ですが、歳入予算の組み替えのため補正前の額と同額です。3,865 万 3 千円となります。

次のページから事項別明細書です。4 ページの 1. 総括。歳入につきましては説明を省略し、5 ページ、2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。及び次の款、項、目、繰越金は、前年度繰越金の確定により繰越金を増額し、それに伴い一般会計からの繰入を減額するものです。議案第 59 号についての説明は以上になります。

続きまして、議案第 60 号です。

第 1 条 令和 6 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入。

第1款、病院事業収益。既決予定額に2,065万1千円を追加し、10億8,062万3千円。

第1項、医業収益。既決予定額に1,888万9千円を追加し、7億7,998万7千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に176万2千円を追加し、3億63万6千円。

支出。

第1款、病院事業費用。既決予定額に1,647万6千円を追加し、12億882万1千円。

第1項、医業費用。既決予定額に1,647万6千円を追加し、11億9,845万4千円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、資本的収入。既決予定額に636万2千円を追加し、1億6,499万円。

第1項、企業債。既決予定額に470万円を追加し、7,450万円。

第4項、その他資本的収入。新たに166万2千円を追加するものです。

支出。

第1款、資本的支出。既決予定額に650万1千円を追加し、2億1,839万円。

第1項、建設改良費。既決予定額に650万1千円を追加し、8,523万7千円。

次のページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

変更です。起債の目的、施設整備事業医療機器等整備事業です。変更前の限度額に470万4千円を追加し、7,450万円にするものです。

第5条 予算第8条中「1億1,608万円」を「1億3,060万円」に改める。これは、当初予算で定めた棚卸資産購入限度額を薬品費の増額補正に伴って変更するものです。

令和6年9月9日 提出。飯南町長。

次のページ、3ページです。実施計画書になります。

1. 収益的収入及び支出。収入。目について読み上げます。収入。

目、その他医業収益。既決予定額に1,888万9千円を追加し、7,241万3千円。

目、補助金。既決予定額に29万9千円を追加し、140万円。

目、その他医業外収益。既決予定額に146万3千円を追加し、881万4千円。

支出。

目、材料費。既決予定額に1,452万円を追加し、1億3,060万円。

目、経費。既決予定額に165万6千円を追加し、2億7,196万円。

目、研究研修費。既決予定額に30万円を追加し、370万円。

次のページです。

2. 資本的収入及び支出。収入。

目、企業債。既決予定額に470万円を追加し、7,450万円。

目、その他資本的収入。新たに166万2千円を追加するものです。

支出。

目、建物整備費。既決予定額に 209 万円を追加し、1,178 万 1 千円。

目、有形固定資産購入費。既決予定額に 441 万 1 千円を追加し、7,345 万 6 千円です。

次のページから明細書になります。

1. 収益的収入及び支出。収入です。

目、その他医業収益は、新型コロナワクチン定期接種にかかる収入として公衆衛生活動収益を増額するものです。

目、補助金は、飯南病院にいます医師が中心となって実施する県内の若手医師などを対象とした研修事業への補助金が交付されることになりましたので、その他補助金を増額するものです。

目、その他医業外収益は、病院玄関の回転ドアが雷被害により故障しましたので、その修理費に対し加入しています建物保険が支払われますので収入として計上するものです。支出です。

目、材料費。新型コロナワクチン定期接種に使用するワクチンの購入費として薬品費を増額するものです。

目、経費。収入で説明しました雷被害による回転ドアの修繕費。これとは別に貯湯槽ですね。お湯をためるタンクになりますけども、こちらを開閉する弁が故障しまして、こちらの修繕につきまして増額するものです。

目、研究研修費につきましては、こちらも収入で説明しました医師の研修事業に係る経費として、図書費を増額するものです。

次、6 ページになります。

2. 資本的収入及び支出。収入です。

目、企業債。後ほど支出のほうで説明します電子処方箋整備、病院正面玄関周辺改修設計の業務委託に充てる過疎債、病院事業債の増額です。

目、その他資本的収入は、電子処方箋導入に対しまして、補助金が交付されますので、これを増額するものです。追加するものです。

次に支出です。

目、建物整備費は、病院正面玄関周辺の改修についての設計業務委託として、施設整備費を増額するものです。改修の目的としましては、病院の新築以来使用しています回転ドアにつきまして、国内の他の施設で使用されてる台数が減少したことによって部品の調達が難しくなったといったことで、そういったメンテナンスの関係で安定的な運用に懸念がありますので、新たに風除室を新設し、通常の引き戸タイプの自動ドアにしたいということと、あと加えて以前から要望もあります身障者用の駐車場、またはバス停からの通路、それから病院の玄関までの屋根につきまして、これが整備できればと思い、その調査設計についての業務委託を行うものです。

次の目、有形固定資産購入費は、国の医療DXの一環でもあります電子処方箋について、

それに対応できるよう電子カルテの機能追加などを行うもので、機械及び備品購入費を増額するものです。

以降、資料を添付しておりますけれども、そちらのほうはご覧いただきたいと思います。以上で議案第 60 号について説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 62 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 61 号について説明します。

第 1 条 令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出。

第 1 款、簡易水道事業費用。既決予定額に 115 万 3 千円を追加し、2 億 5,649 万 9 千円。

第 2 項、営業外費用。既決予定額に 115 万 3 千円を追加し、1,366 万 7 千円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,833 万 3 千円は、過年度損益勘定留保資金 1,833 万 3 千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入。

第 1 款、資本的収入。既決予定額に 917 万円を追加し、1 億 4,311 万 1 千円。

第 1 項、企業債。既決予定額に 650 万円を追加し、1,880 万円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 267 万円を追加し、1 億 41 万 1 千円。

支出。

第 1 款、資本的支出。既決予定額に 801 万 7 千円を追加し、1 億 6,144 万 4 千円。

第 1 項、建設改良費。既決予定額に 801 万 7 千円を追加し、4,766 万 1 千円。

次に 2 ページです。

第 4 条 予算第 5 条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

減額限度額の変更です。起債の目的は、簡易水道事業です。変更前の限度額に 650 万円を追加し、変更後の限度額 1,880 万円です。起債の方法、償還の方法は補正前に同じです。

第 5 条 予算第 9 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 4,194 万 3 千円に改める。

令和 6 年 9 月 9 日 提出。飯南町長。

次に 3 ページです。実施計画書です。

1. 収益的支出。目について説明します。支出。

目、消費税。既決予定額に 115 万 3 千円を追加し、115 万 4 千円。

２．資本的収入及び支出。収入。

目、企業債。既決予定額に650万円を追加し、1,880万円。

目、一般会計出資金。既決予定額に267万円を追加し、1億41万1千円。

支出。

目、建設改良費。既決予定額に801万7千円を追加し、4,766万1千円。

次に、4ページです。明細書です。概要説明資料は10ページです。

1、収益的支出。

目、消費税につきましては、支払い消費税額確定による増額です。

次に、5ページ、資本的収入及び支出です。概要説明資料は11ページです。

収入。目、企業債につきましては、赤名配水池配水管工事及び志津見配水流量計更新工事によります簡易水道事業債、過疎債の増額です。

収入。目、一般会計出資金は、支払い消費税の確定及び下赤名給水管引込工事による増額です。

支出。目、建設改良費は、下赤名給水管引込工事、及び赤名配水池配水管工事、志津見配水流量計更新工事を実施するための増額です。

次の6ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の附属説明資料につきましては、ご覧ください。議案第61号の説明は以上です。

続きまして、議案第62号について説明します。

第1条 令和6年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入。

第1款、下水道事業収益。既決予定額に520万4千円を追加し、2億6,078万1千円。

第2項、営業外収益。既決予定額に520万4千円を追加し、1億6,886万6千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,618万4千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額367万7千円、過年度損益勘定留保資金3,250万7千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入。

第1款、資本的収入。既決予定額から520万4千円を減額し、2億4,681万9千円。

第1項、企業債。既決予定額に450万円を追加し、1億5,290万円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額から970万4千円を減額し、4,075万1千円。

次に2ページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

減額限度額の変更です。起債の目的は資本費平準化です。変更前の限度額に450万円を追加し、変更後の限度額1億1,160万円です。起債の方法、償還の方法は補正前に同じです。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,811万円に改める。

令和6年9月9日 提出。飯南町長。

次に3ページ。実施計画書です。

1. 収益的収入。目について説明します。収入。

目、雑収益。既決予定額に246万3千円を追加し、246万7千円。

目、消費税還付金。既決予定額に274万1千円を追加し、274万2千円。

2. 資本的収入。収入。

目、企業債。既決予定額に450万円を追加し、1億5,290万円。

目、一般会計出資金。既決予定額から970万4千円を減額し、4,075万1千円。

次に4ページです。明細書になります。概要説明資料は12ページです。

1. 収益的収入。目、雑収益につきましては、雲南広域連合の決算確定によります負担金の返還額確定による増額です。

目、消費税還付金につきましては、還付消費税額確定による増額です。

次に5ページ。2. 資本的収入です。概要説明資料は13ページです。

収入。目、企業債。こちらは、資本費平準化債の発行可能額の算定結果による増額です。

目、一般会計出資金につきましては、広域連合からの返還金及び消費税還付金確定による減額補正です。

次の6ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第62号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、すべての提案理由の詳細説明を終わります。

日程第7 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、これより質疑を行います。

はじめに、認定第1号、令和5年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

はじめに、一般会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、各特別会計および各公営企業会計について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。

下水道会計で資産標準化債発行可能額が、増額、決算、失礼しました。
失礼しました。訂正です。申し訳ございません。

○議長（早樋 徹雄） はい。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

本件については、委員会条例第5条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査といたしたいと思います。
設置の詳細につきましては別紙決議のとおりです。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件については6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により各常任委員会から3名ずつ選任をお願いいたします。

その間休憩といたします。各常任委員会の開催をお願いします。

午後1時31分休憩

午後1時39分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。事務局長に名簿を朗読させます。

藤原事務局長。

○議会事務局長（藤原 一也） はい。

そうしますと、お手元にお配りした名簿を朗読いたします。決算審査特別委員会委員名簿。2番、伊藤好晴議員。5番、高橋英次議員。6番、安部誠也議員。7番、景山登美男議員。9番、平石玲児議員。10番、戸谷ひとみ議員。以上6名です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただ今朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおり決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため暫時休憩いたします。選任をお願いいたします。

午後 1 時 4 0 分休憩

午後 1 時 4 8 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長から発表いたします。

藤原事務局長。

○議会事務局長（藤原 一也） はい。

そうしますと、委員長、副委員長が決まりましたので発表します。

委員長、7 番、景山登美男議員。副委員長、10 番、戸谷ひとみ議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり決定いたしました。

質疑を続けます。

報告第 11 号、令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 53 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 54 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 55 号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） 7 番。

農作物鳥獣被害防止事業ですけれども、補助金と貸付金ということで上がっておりますけれども、その内訳を教えてくださいということと、貸付金の趣旨といいますか、どういうことに対しての貸付金ということで、これまでも、いろんな団体の貸付金がありましたけれども、後から返ってくるということが貸付けですから、そうした費用のどういうんですか。どういう形でこの貸付金の返済につながるのかということをお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

7 番、景山議員の質問に対してお答えしたいと思います。

まず初めに、内訳でございますが、予算書 12 ページのところに書いてあります、負担金補助及び交付金、406 万 1,000 円、こちらのほうが、補助金になっております。

貸付金がその下にあります 609 万 1,000 円。こちらのほうが貸付金です。

この貸付金の趣旨でございますが、この対策事業につきましては、一旦、全部事業が終わった後に国から補助金が入りますので、国からの補助金が入る前に業者に支払いをしないといけないということから、貸付金を行うものでございます。以上です。

○7 番（景山 登美男） はい。わかりました。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

10 款 2 項 1 目の小学校共通経常管理費ですが、スクールサポートスタッフ配置事業で

すが、これ何名のスタッフがおられるのでしょうか。人員を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

この補助金に該当している、スクールサポートスタッフは 1 名でございます。

○議長（早樋 徹雄） はい。いいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

赤名農村環境改善センター臨時管理費と頓原農村環境改善センターみせん臨時管理費についてですが、これは前回の全員協議会で説明がありましたけれども、そのときと内容の変更があるのかどうかを確認させてください。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

農村環境改善センターの大規模改修につきましては、7 月 31 日の全員協議会で説明した内容から変更はございません。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 57 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 58 号、令和 6 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 59 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2

号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号、令和6年度飯南町病院事業会計補正予算(第2号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号、令和6年度飯南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号、令和6年度飯南町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 8番、安部議員。

○8番(安部 丘) はい。

資本的収入、5ページです。資本的収入の資本標準化債につきまして、発行可能額が増加とあるんですけれども、これは地方債の償還額に対して何%、何割とかいう上限縛りがあって、その縛り自体が膨らんだという理解なんでしょうか。

それとも、算定していった結果、もうちょっと枠の中で増やせる量があったので増やしたということなんでしょうか。以上です。

○議長(早樋 徹雄) 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長(森山 篤) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 森山建設課長。

○建設課長(森山 篤) 番外。

8番議員のご質問にお答えします。

このたびの資本平準化債の増額補正につきましては、当初段階で、今年度からですね、資本、この起債の発行対象、今まではこの平準化債を借りた元金については算入されてなかったんですけれども、今年度から、平準化債の元金も対象となるということで、当初段階概算で予算計上しておりまして、このたび、正式に計算したところ、450万ほどさ

らに発行できる見込みとなった関係で増額補正したものでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、以上7議案。

教育経済常任委員会は、議案第61号、議案第62号、以上2議案。

予算特別委員会は、議案第56号、以上1議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定いたしました。

これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、10日、11日は休会とし、本会議の再開は12日午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。できるだけ

早めをお願いをします。また、一般質問をされない方はその旨報告をお願いします。
ご苦労さまでございました。

午後２時０２分散会
